

平成 年 月 日

(住所)

(氏名又は名称) 殿

(税関官署の長) 印

とん税及び特別とん税納税通知書

申告年月日		平成 年 月 日		申告書番号			
船舶		名称及び国籍		()			
		純とん数					
入港 年月日	平成 年 月 日		出港 年月日	平成 年 月 日		開港名	
納付とん税及び特別とん税の額							

上記の船舶について申告のあったとん税及び特別とん税の額は、誤りがないと認められるので、当該税額及び延滞税を、平成 年 月 日までに、同封の納付書により納付して下さい。

上記の船舶についてのとん税及び特別とん税は、納付する必要がありません。

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期間 (日数)

法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延滞税の割合

7.3% (注)
納期限の翌日から 2 月を
経過する日後は 14.6%

×

1

—

365

(注) 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から 2 月を経過する日まで	納期限の翌日から 2 月を経過する日後
平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日 までの各年の前年の 11 月 30 日を経過する時 における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号に より定められる商業手形の基準割引率 + 4 %	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日以後	年「7.3%」と「平成 26 年 1 月 1 日以後の各 年の特例基準割合 (前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合 + 1 %) + 1 %」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合 + 7.3%」 のいずれか低い割合

- (2) 納付すべき本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が 10,000 円以上であって、10,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。
- (3) 計算した延滞税の額が 1,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が 1,000 円以上であって、100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。